

Jan. 2021



# 学校だより

宇都宮市立星が丘中学校校長室

- 気力あふれるたくましい生徒
- 自ら学び考える生徒
- 進んで仕事をする生徒
- 豊かな心と思いやりのある生徒

## 今、できることをしっかりと！

新年となり2週間が過ぎようとしています。コロナ禍により、昨年の修学旅行の大幅な変更や、学習発表会の中止に続いて、2月に予定しておりました2学年のスキー教室も中止を決定したところです。一日でも早く、新型コロナウイルスの感染が収束することを願っています。

また、寒さが続く毎日ですが、生徒たちは感染症の予防策をとりながら、進学、進級に備えて、今できることをしっかりと自覚し、着実に学校生活を送っています。

さて、1月13日に栃木県全域で緊急事態宣言が発令されました。期間は1月14日(木)～2月7日(日)までとなっていますが、終期は状況をもての判断になるようです。今回の学校だよりでは、コロナ禍での日常生活での留意点や万一来るに備えての対応を、まとめてお知らせすることといたしました。以下の内容を十分ご理解いただき、ご家庭でも役立てていただきますようお願いいたします。

## 緊急事態宣言下における生活について

### 学校生活について～ひとりひとりが守るべき4つのポイント～

- ①給食と運動時以外は必ずマスクをつけ、飛沫を出さない、吸い込まない
- ②手洗いは石けんを使って30秒以上かけ、丁寧に行う
- ③1～2mの身体的な距離をとり、可能な限り真正面を避ける
- ④休み時間等に、じゃれあったり大声を出したりしない

### 部活動について～仲間と一緒に守るべき2つのポイント～

- ①2月7日(日)までは、土日祝日の部活は行わず、校内で平日の練習のみ行う
- ②各部で実施している感染防止対策を徹底する
  - ・平日の練習のしかたや、感染防止対策については各部で顧問の先生に確認しましょう。
  - ・活動時間は縮小しますが、これからも部活を持続していくためには、徹底して日頃の感染防止対策をしなければなりません。先生や部長、先輩など誰かに言われなくてもきちんと実践する態度を身に着けましょう。

### 家庭生活について～家族や友人と一緒に守るべき4つのポイント～

- ①時間や県内外を問わず不要不急の外出はしない。特に20時以降の不要不急の外出は自粛
- ②密集・密接・密閉になるような場所への外出は避ける
- ③外出先から帰ったら、まず手と顔を洗う
- ④頭痛や発熱、腹痛など、体調が悪いときには外に出ず、家でしっかり休む
  - ・①については、栃木県として皆さんに最も協力してほしいことの1つとしています。塾などでやむを得ず外出をする場合は、マスクの着用・手指消毒などを徹底しましょう。
  - ・②は、友人とマスクをせずに部屋で話をする、閉め切った部屋で数人が集まってゲームをするなど、様々な場面が想定されます。家族や友人とお互いに「これはまずいよね」と指摘しあい、3密になる場面をつくらないようにすることが大切です。

現在も「感染した人を誹謗・中傷・差別する」「○○らしいよ、と情報を拡散する」「根拠のないわさをたてる」などにより苦しんでいる人たちがいます。私たちは絶対にこのようなことはしてはいけません。自分の発言や行動には責任を持ちましょう。また、毎日「医療崩壊の危機が迫っている」というニュースが流れています。医療関係を始めとして、私たちの命を守るために頑張ってくれている人々がいることを忘れてはいけません。私たちは、私たちにできる目の前のことに集中して取り組み、感染予防に努めながら生活していきましょう。

## 生徒やご家族等が新型コロナウイルス感染症の検査を受ける場合の対応について

新型コロナウイルス感染症については、市内でも感染が拡大しており、PCR検査等を受ける方も増加傾向にあることから、生徒やご家族が罹患したり検査を受けたりする際の対応についてお知らせいたします。

### 1. 生徒又は同居のご家族が、発熱等の症状により感染が疑われると医師から診断され、PCR検査等を受ける場合

(1) 生徒が検査を受ける場合

⇒検査結果が判明するまで登校はお控えください。【出席停止といたします】

陰性が確認され、症状が回復すれば、登校可能です。

(2) 同居のご家族が検査を受ける場合

⇒ご家族等の陰性が確認されるまで、登校はお控えください。【出席停止といたします】

### 2. ご家族や知り合い等が新型コロナウイルス感染症に罹患し、生徒が濃厚接触者と特定され、PCR検査等を受ける場合

⇒検査で陰性が確認されても、生徒は出席停止となります。停止期間は保健所の指示によりますが、基本は感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して2週間です。

### 3. 同居のご家族等が、濃厚接触者としてPCR検査等を受けることになったが、生徒は濃厚接触者と特定されず検査対象とはならなかった場合

⇒ご家族等の陰性が確認されるまでは、登校はお控えください。【出席停止といたします】

### 4. 生徒又は同居のご家族等が、保健所の指示などで行政検査としてPCR検査等を受ける場合

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した生徒又は教職員が確認された際に、保健所の判断で、学年・学級の生徒や教職員など広範囲に検査が行われる場合。

⇒検査で陰性が確認されれば登校できます。

(2) 同居のご家族の職場等で新型コロナウイルス感染症罹患者が確認され、ご家族は濃厚接触者とは特定されなかったが、保健所の判断で検査を受ける場合

⇒生徒は登校を控える必要はありませんが、念のために検査結果が出るまで登校を控える場合は、出席停止といたします。なお、ご家族が検査で陽性となった場合は「2.」に該当します。

### 5. 検査の結果、生徒や教職員の陽性(新型コロナウイルスに感染)が判明した場合

⇒医師により出席が可能と診断されるまで出席停止となります。また、保健所の指導により、校内の消毒や4.(1)の検査が行われる場合は、1～2日間学校休業になることもあります。

出席停止となった場合は、不要不急の外出を避け、家庭内でお過ごしください。また、本通知でお知らせした内容に該当する場合は、ただちに学校(622-6542)にご連絡ください。なお、出席停止の措置をとった場合は、欠席にはなりませんのでご承知おきください。

#### ◎「体罰等に係る相談実施」(第2回)のお知らせ

生徒と教職員のより良い関係づくりのため、教職員による体罰等に係る、校長・副校長への電話相談(028-622-6542)日を設けます。日時 1月27日(水)、28日(木)午前9時～午後3時